

## 職業分類の課題に対する見直し方針案

- 第6回研究会の資料2で職業分類の見直しにおける課題を29個に整理したところ。
- このうちNo.1～No.10については、職業分類の目的等の整理や一般原則の検討において具体的な検討を行う予定である。
- 本資料は、No.11以降の課題に対し、具体的な検討に向けた見直し方針を整理するために、事務局が準備した検討資料である。

### ①【課題No.11】分かりやすい内容例示の設定

#### (課題)

職業の多様化によって、各分類の境界を概念上整理出来ても現実の職業で区分できない場面が想定される。こうした際に統計調査の実務で着実に運用してもらうために、分かりやすい内容例示を設定するよう見直してはどうか。

⇒ 研究会の議論を反映した内容例示の充実を図るとともに、職業分類の見直しに向けられた意見などを踏まえ、社会情勢の変化に対応した分かりやすい内容例示の設定を行う。

具体的には、次の視点を中心に内容例示を検討する。

- ・ 研究会の議論で内容例示として提起された職業の追加
- ・ 説明から明らかな職業、法令の改廃により既に廃止された職業の削除
- ・ 統計調査を行う各府省から提出された意見を踏まえた職業の追加

### ②【課題No.12】社会や経済等の変化に応じた分類項目の見直し

#### (課題)

現行分類の設定(2009年)以降の経済の変化を反映するため、分野ごとに分類項目の見直しを行う必要があるのではないか。

⇒ 国際標準職業分類2008年版(ISCO-08)、厚生労働省編職業分類、民間の職種分類等を参考に、職業分類の目的や有識者の意見を踏まえつつ、社会や経済等の変化に応じた分類項目の見直しを行う。

### ③【課題No.14】中分類04「その他の管理的職業従事者」の見直し

⇒ 資料2-1 1ページ参照

④【課題No.15】大分類A「管理的職業従事者」における説明の見直し

⇒ 資料2-1 3ページ参照

⑤【課題No.22】「飲食店主・店長」及び「旅館主・支配人」の位置付けの検討

⇒ 資料2-1 6ページ参照

⑥【課題No.20】大分類D「販売従事者」の名称の見直し

(課題)

大分類D「販売従事者」に属する中分類として「営業職従事者」は設定されているが、販売と営業ではタスクが異なるため、営業が販売に包含された現状の名称の見直しを検討すべきではないか。

同様に大分類から、属する職業が推察しづらいものについては、名称の変更を検討する余地があるのではないか。

⇒ 大分類D「販売従事者」に限らず、大分類から属する職業が推察しづらいものについては、名称変更の可能性を模索する。

⑦【課題No.21】大分類D「販売従事者」の説明の見直し

(課題)

大分類D「販売従事者」では、店舗での販売や他人を訪問するなど各中分類の説明に「場所」を基準として用いてきたところ、ITの普及に伴い店舗以外での販売や他人を訪問しない営業など多様な働き方が生まれてきた。

これらの職業について、仕事の内容の類似性からどのように扱うべきか検討し、必要に応じて各中分類の説明を見直す必要があるのではないか。

⇒ 分類の説明に「場所」が用いられているものは見直しを検討する。

⑧【課題No.23】中分類35「家庭生活支援サービス職業従事者」の見直し

⇒ 資料2-2 1ページ参照

⑨【課題No.25】小分類429「他に分類されないサービス職業従事者」の見直し

⇒ 資料2-2 3ページ参照

⑩【課題No.24】中分類39「飲食物調理従事者」の見直し

(課題)

「飲食物調理従事者」は183万人がいるものの小分類は調理人(182万人)とバーテンダー(7000人)という内訳である。

調理人には「飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事」が含まれることから、技術や仕事の内容も幅広い職業が該当することとなっている。

ファストフード店の調理は習得に時間を要さない調理技術と考えられるが、そのような観点でもう少し分割することはできないだろうか。

⇒ 他の職業分類や民間の職種一覧などを参考に、職務の遂行に必要な知識や技能の違いによる分類項目の見直しを検討する。

⑪【課題No.26】「交通誘導員」の新設

(課題)

建設現場や工事現場において、安全確保のために交通誘導をしている者は、保安職業であると思うが、一定の数が存在するのであれば分類項目として新規立項の余地があるのではないか。

⇒ 交通誘導員の職務内容を整理し類似した職業の検討、それらの就業者数を把握し、分類項目の見直しを検討する。

上記以外については、後日検討を行う